

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第46号

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則

第1条 コロニーにいがた白岩の里管理規則（昭和46年新潟県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

改正後	改正前
<p>第14条 (略)</p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p>第15条 条例第9条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。</p> <p>(1) <u>コロニーの管理の業務に関する事業計画書</u></p> <p>(2) <u>当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></p> <p>第16条 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p>第3号様式 (第15条関係)</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>新潟県知事 様</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 社会福祉法人の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>コロニーにいがた白岩の里の指定管理者の指定を受けたいので、コロニーにいがた白岩の里条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 事業計画書</p> <p>2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p>

3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類
4 その他知事が必要と認める書類

**第2条** コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加え、同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(運営方針)</p> <p><b>第2条</b> <u>知事</u>は、入所者を保護し、又は援護し、更生に必要な指導及び訓練を行い、医学的、心理学的及び社会学的な、診療、判定<u>及び相談</u>を行い、広く知的障害児者の福祉の向上を図り、家庭復帰及び社会復帰が可能となるよう努めるものとする。</p> <p>(施設の種類及び入所定員)</p> <p><b>第3条</b> コロニーの施設の種類及び入所定員は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>施設の種類</td> <td>定員</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(入所の申込み)</p> <p><b>第4条</b> コロニーに入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付しなければならない。ただし、<u>知事</u>が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(入所の承認等)</p> <p><b>第5条</b> <u>知事</u>は、前条の入所承認申込書の提出があつたときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。</p>	施設の種類	定員	(略)		(略)		2 (略)		<p>(運営方針)</p> <p><b>第2条</b> <u>コロニーにいがた白岩の里</u>所長（以下「<u>所長</u>」という。）は、入所者を保護し、又は援護し、更生又は<u>生産</u>に必要な指導及び訓練を行い、医学的、心理学的及び社会学的な、診療、判定、<u>相談及び研究</u>を行い、広く知的障害児者の福祉の向上を図り、家庭復帰及び社会復帰が可能となるよう努めるものとする。</p> <p>(施設の種類及び入所定員)</p> <p><b>第3条</b> コロニーの施設の種類及び入所定員は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>施設の種類</td> <td>定員</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>障害者支援施設（社会復帰部）</u></td> <td><u>40人</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(入所の申込み)</p> <p><b>第4条</b> コロニーに入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付しなければならない。ただし、<u>所長</u>が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(入所の承認等)</p> <p><b>第5条</b> <u>所長</u>は、前条の入所承認申込書の提出があつたときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。</p>	施設の種類	定員	(略)		<u>障害者支援施設（社会復帰部）</u>	<u>40人</u>	(略)		2 (略)	
施設の種類	定員																		
(略)																			
(略)																			
2 (略)																			
施設の種類	定員																		
(略)																			
<u>障害者支援施設（社会復帰部）</u>	<u>40人</u>																		
(略)																			
2 (略)																			

2 知事は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、知事が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(使用料の納入)

#### 第6条 (略)

2 前条第1項の規定により入所した者（以下この項及び第7条において「入所者」という。）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所又は同条第10項に規定する施設入所支援を受けた者に限る。以下この項において同じ。）（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）に代わつて、当該入所に係る同条第3項に規定する介護給付費を県に納入する場合は、条例第3条第2項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費を控除した額を県に納入するものとする。

(退所)

第7条 知事は、入所者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護若しくは同条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事が定めるコロニーの運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 知事は、入所者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事が定めるコロニーの運営に関する規程に著しく違反した場合

2 所長は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。

3 所長は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、所長が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(使用料の納入)

#### 第6条 (略)

2 前条第1項の規定により入所した者（以下この項及び第7条において「入所者」という。）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する施設入所支援又は同条第12項に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。）

（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）に代わつて、当該入所に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費（以下この項において「介護給付費等」という。）を県に納入する場合は、条例第3条第2項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。

(退所)

第7条 所長は、入所者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援若しくは同条第12項に規定する自立訓練（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が所長が定めるコロニーの運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 所長は、入所者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が所長が定めるコロニーの運営に関する規程に著しく違反した場合

(措置による入所及び退所)

- 第8条** 知事は、児童相談所長から児童福祉法第27条第1項第3号の規定によるコロニーへの入所について協議を受けた場合又は市町村長から同法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるコロニーへの入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を勘案し、コロニーを退所させることが適当と認める者については、その旨を児童相談所長又は市町村長に通知するものとする。

(指定管理者による管理)

- 第9条** 条例第6条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）にコロニーの管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条、第4条、第5条、第7条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 2 指定管理者による管理の場合における第6条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「県」とあるのは「指定管理者」とする。
- 3 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、同様式中「新潟県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(措置による入所及び退所)

- 第8条** 所長は、児童相談所長から児童福祉法第27条第1項第3号の規定によるコロニーへの入所について協議を受けた場合又は市町村長から同法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるコロニーへの入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。
- 2 所長は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を勘案し、コロニーを退所させることが適当と認める者については、その旨を児童相談所長又は市町村長に通知するものとする。

(災害対策)

- 第9条** 所長は、災害の発生するおそれのある箇所及び消火器、避難場所、警報器その他の防災に関する設備について常に点検するものとする。
- 2 所長は、火災その他の非常災害に備え、消火訓練、避難訓練、救助訓練その他の防災に関する必要な訓練を計画的に行なうものとする。

(事故の報告)

- 第10条** 所長は、第5条第1項又は第8条第1項の規定により入所した者（以下「入所者」という。）に関し、次の各号に掲げる事項が発生した場合は速やかに知事に報告しなければならない。
- (1) 事故による傷害又は死亡
  - (2) 集団感染又は集団中毒
  - (3) 無断外出
  - (4) その他所長が特に報告を要すると認めたもの

(健康管理)

- 第11条** 所長は、入所者に対し定期的に健康診断及び必要な検査を行なうものとする。

(計画の作成)

- 第12条** 所長は、入所者に対し適切な指導訓練を行うため、生活指導及び作業指導並びに生産作業に関する計画を作成するものとする。

**第10条** (略)

(管理の細則)

**第11条** 条例及びこの規則に定めるもののほか、コロニーの管理に関し、必要な事項は、知事がコロニーの管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

**別記**

**第1号様式** (第4条関係)

入所承認申込書 (施設障害福祉サービス等用)

(略)

新潟県知事 様

(略)

(略)	
希望施設	成人部・高齢期更生部・重複更生部 ・児童部
(略)	

**第2号様式** (第4条関係)

入所承認申込書 (短期入所用)

(略)

新潟県知事 様

(略)

(略)	
希望施設	成人部・高齢期更生部・重複更生部 ・児童部
(略)	

(略)

**第3号様式** (第10条関係)

指定管理者指定申請書

(略)

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(収入の帰属等)

**第13条** 生産作業によつて生じた収入は県に属するものとし、当該生産作業によつて生じた収益は、これに参加した入所者に対し、その能力に応じて、工賃として支払うものとする。

(保護者等との連携)

**第14条** 所長は、入所者の保護者及び児童相談所長、市町村長等と、相互に連携を密にし、理解と協力を深めるように努めるものとする。

**第15条** (略)

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、コロニーの管理に関し、必要な事項は、知事の承認を得て所長が定める。

**別記**

**第1号様式** (第4条関係)

入所承認申込書 (施設障害福祉サービス等用)

(略)

コロニーにいがた白岩の里所長 様

(略)

(略)	
希望施設	成人部・高齢期更生部・重複更生部 ・ <u>社会復帰部</u> ・児童部
(略)	

**第2号様式** (第4条関係)

入所承認申込書 (短期入所用)

(略)

コロニーにいがた白岩の里所長 様

(略)

(略)	
希望施設	成人部・高齢期更生部・重複更生部 ・ <u>社会復帰部</u> ・児童部
(略)	

(略)

**第3号様式** (第15条関係)

指定管理者指定申請書

(略)